

転入に関するおもな手続き

※1 税・社会保障関係の手続き、**マイナンバー**マークのあるものは、**マイナンバーカード**の提示が必要となります。
 下記の必要書類のほかに「**本人確認書類**※3」「**印かん**」が必要になります。
 ※2 **出張所**マークのあるものは、出張所でも手続きできます（平日のみ）

済	該当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの ※1	4 受付窓口 ※2	便利な本 ※4
住所 戸籍		マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	・マイナンバーカード、住民基本台帳カードの住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	市民課 (本庁舎 1 階) 出張所 ※電子証明書の更新は本庁のみ	P42 P43 P49
		前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードは再申請が必要です	本人確認書類	市民課 (本庁舎 1 階)	P44
		印鑑登録が必要な方	印鑑登録	※お問い合わせください		
保険 年金		国民健康保険に加入する方 (74 歳以下の方)	・国民健康保険の加入 ・保険証・高齢受給者証(70 歳から 74 歳までの方)の交付 (後日郵送となる場合あり)		市民課 保険年金課 (本庁舎 1 階) 出張所	P58
		→ 転入日よりあとに勤務先の健康保険 (任意継続含む) の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付 ※資格喪失日より 14 日以内	勤務先の健康保険の資格喪失証明書(退職した本人の加入手続きの場合は、離職票・退職証明書など退職日のわかる書類でも可) マイナンバー	保険年金課 (本庁舎 1 階) 出張所	P58
		→ 世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方で、「特定同一世帯所属者証明書」「旧被扶養者異動連絡票」をお持ちの方	「特定同一世帯所属者証明書」「旧被扶養者異動連絡票」の提出	・特定同一世帯所属者証明書(お持ちの方) ・旧被扶養者異動連絡票 (お持ちの方)		P58
		→ 各種認定証 (病院での支払が一定金額までになる証明書) が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証などの申請 ・特定疾病療養受療証の申請	・世帯主と被保険者全員の前住所地の課税証明書 ・世帯主と被保険者の マイナンバー ・世帯主と被保険者全員の前住所地の課税証明書 ・前住所地の特定疾病療養受療証 ・世帯主と被保険者の マイナンバー	保険年金課 (本庁舎 1 階)	-
		後期高齢者医療制度に加入している方 (75 歳以上または一定の障害がある 65 歳以上の方)	手続きは不要 (後日新しい後期高齢者医療保険証を郵送)			P70
		→ 都外から転入した方	・「後期高齢者医療負担区分等証明書」の提出	前の住所地で発行された後期高齢者医療負担区分等証明書		P70
		→ 各種認定証 (病院での支払が一定金額までになる証明書) が新たに必要の方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請	・被保険者の保険証 ・旧住所の各認定証・受療証など マイナンバー ※都内からの転入で今まで認定証を持っていた方は申請不要		P71
		国民年金の加入手続きが必要な方 (20 歳以上 60 歳未満で以下に該当する方) ・退職等により勤務先の厚生年金の資格を喪失した方 ・配偶者の扶養をはずれた方	・国民年金の加入 ※資格喪失日より 14 日以内 ※勤務先の任意継続保険に加入する場合も、国民年金の手続きは必要です ※国民年金保険料の納付猶予・免除制度有。詳細はお問い合わせください。(出張所では不可)	健康保険資格喪失証明書・離職票・退職証明書のいずれか 1 点(注) ・基礎年金番号又はマイナンバーがわかる書類 (注)国民健康保険の加入と同時に手続きする場合、証明書は 1 通で兼用可	保険年金課 (本庁舎 1 階) 出張所	P56
		国民年金に加入中の方	国民年金の住所変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要		P56
		年金を受給中の方	年金の住所変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ	保険年金課 (本庁舎 1 階)	P56
	海外から転入した方の年金 ・海外在住時に国民年金に任意加入していた方 ・帰国した方、外国人の方	国民年金の加入 ※厚生年金、共済年金に加入中の方、国民年金第 3 号被保険者の方は除く	・基礎年金番号又はマイナンバーがわかる書類 (外国人の方は)パスポート、在留カード		P56	
高齢		65 歳以上の方	※手続きは不要 (後日新しい介護保険証を郵送)		介護保険課 (本庁舎 1 階)	P75
		前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の継続	前の住所地で発行された介護保険受給資格証明書		P75
		(参考) 70 歳以上の方でシルバーパスの購入を希望する方	東京都シルバーパスの購入 ※すでにお持ちの方は住所変更の手続きが必要です くわしくは 東京バス協会(電話 03-5308-6950) または 公式サイト「東京都シルバーパスのご案内」をご覧ください ・京王電鉄バス桜ヶ丘案内所 (関戸 1-10-10 聖蹟桜ヶ丘駅西口) 電話 042-375-1515 ・京王バス多摩営業所 (南野 1-1-1) 電話 042-357-0031		高齢支援課 (本庁舎 1 階)	P78
障がい		障害の手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	各種手帳		P81
		障害や難病に関わる各種手当・医療費助成を受けている方	各種手当・助成の相談・申請	※お問い合わせください	障害福祉課 (本庁舎 1 階)	P62 P84
		交通費助成 (ガソリン費・タクシー費) やその他障害福祉関連の助成等を受けている方	各種助成の相談・申請	※お問い合わせください		P82
		障害福祉サービスを利用している方	障害福祉サービス利用の相談・申請	※お問い合わせください		P87
税・ 料金		税・料等の口座振替を希望する方	市税の口座振替の申請 【問い合わせ先】 市税は納税課 国民健康保険税・後期高齢者保険料は保険年金課	・キャッシュカード ・本人確認書類 ※家族カードなど手続きできないカードもあります ※対応金融機関など詳しくはお問い合わせください	納税課 (本庁舎 2 階) 保険年金課 (本庁舎 1 階)	-
		海外から転入される方等で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任 / 廃止	※お問い合わせください		-
		原動機付自転車 (125cc 以下のバイク) 、ミニカー、小型特殊自動車を所有している方	登録変更手続き	※お問い合わせください	課税課 (本庁舎 2 階)	P55
		軽二輪、二輪の小型 (125cc 超のバイク) を所有している方	※詳しくは東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所でご相談ください 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北 3-30-3 電話 050-5540-2033			P55
		軽三輪、軽四輪自動車を所有している方	※詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所でご相談ください 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町 3-16-22 電話 050-3816-3104			P55
子ども		上下水道を使用する方	使用開始申込み (ご契約)	※東京都水道局多摩お客さまセンターへお問い合わせください。 東京都水道局多摩お客さまセンター 電話 0570-091-100(ナビダイヤル)		P47
		0 歳～就学前のお子さんがある方	新生児訪問・乳幼児健診・予防接種等の相談・手続き	※お問い合わせください	健康センター	P64
		東京都外からの転入で、妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 (親子健康手帳) ・前住所地の妊婦健康診査受診票		P63
	0 歳～中学生 (子ども医療費は高校生等) のお子さんがある方	児童手当の申請 ※公務員の世帯の方は勤務先で申請 ※転出予定日の翌日から起算して 15 日以内に申請してください	・請求者の通帳 ・健康保険証 (請求者) ・請求者・配偶者の マイナンバー ※必要なものがそろっていないでも窓口へお立ち寄りください	子育て支援課 (本庁舎 2 階) ※令和 5 年 10 月に 4 階へ移転予定	P66	
		子ども医療費助成の相談 ・ 申請	・健康保険証(子)		P60	

※3 **マイナンバーに関する本人確認書類**とは・・・マイナンバーが必要な手続きの際は、つぎの本人確認書類の提示が必要です。1 点で OK のもの [マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1 以降のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書] 2 点必要なもの [健康保険証、年金手帳、介護保険証など] **代理人の方が手続きするときは**・・・①代理人として来られた方についての本人確認、②手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。③マイナンバーの対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー (個人番号) をご提示いただきます。

※4 **「便利な本」**とは・・・「多摩市の便利な本」のことで、多摩市民の皆さんのくらしの手引きとなるような行政情報や詳細な地図を掲載しています。この一覧では「多摩市便利な本 2023 年版」の頁数を記載しています。

済	該当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの	4 受付窓口	便利な本
こども		小学生・中学生のお子さんがいる方				-
		→ 多摩市立小中学校に在学・転入するお子さん がいる方	転入学手続き ※外国籍の方は外国人就学願 学校給食費の納入手続き	前籍校の転校書類 ※転入学手続き後に転校先の学校に提出 ※お問い合わせください		P72
		→ 多摩市立小中学校、義務教育学校、都立の 中等教育学校の中等部に在学するお子さん がいる方	就学援助費の申請	※お問い合わせください	学校支援課 (ヘルプ永山 4階)	P68
		→ 公立小中学校の特別支援学級に在学する お子さん がいる方	就学奨励費の申請	※お問い合わせください		P68
		→ 私立等に在籍しているお子さん がいる方	在籍校届出書の提出	私立学校の学生証または在学証明書		P72
		→ 生活の実態が海外にある方	多摩市立学校に就学しない届出書	(特になし)		P72
		→ 前住所地の学校に通学するお子さん がいる方	前住所地で区域外就学の届出	※前住所地の教育委員会へお問い合わせ ください		P72
		→ 特別支援学級等を考えている方	特別支援学級等への入級相談	※お問い合わせください	教育センター	P69
		学童クラブの利用を希望する方	学童クラブ入所申請	・学童クラブ入所申請書・各種証明書 ※お問い合わせください	児童青少年課 (本庁舎 2階) ※令和5年10月に4階 へ移転予定	P70
		保育園・幼稚園に入園しているお子さん がいる方、入園を希望する方	住所変更の手続き、入園相談	※お問い合わせください	子育て支援課 (本庁舎 2階) ※令和5年10月に4階 へ移転予定	P71
	ひとり親の制度（児童扶養手当・児童育成 手当・ひとり親医療費等助成制度のいずれか） を受けていた方	各制度の相談・申請	※お問い合わせください		P66 P90	
その他		犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された鑑札（保有している 場合）マイクロチップ番号がわかる書類等 （マイクロチップ登録されている場合）	コミュニティ・生活課（本庁舎 4階） ※令和5年8月に第二 庁舎 2階へ移転予定	P50
		市営住宅に入居を希望する方	入居の相談	※お問い合わせください ※入居者募集は広報及びホームページで 随時お知らせします	都市計画課 (東庁舎 2階)	P50
		大気汚染医療費助成 マル都医療券をお持 ちの方	住所、健康保険証、高齢受給者証、後期 高齢者医療被保険者証に変更があった場合 変更届の記入	・変更後の住民票（1ヶ月以内に作成され たもの）・健康保険証の写し・高齢受給者証 の写し・後期高齢者医療被保険者証の写し ・マル都医療券	福祉総務課 (本庁舎 4階) ※令和5年8月に2階へ 移転予定	P56
		被爆者健康手帳をお持ちの方	変更届の記入	※お問い合わせください		-
		被爆二世の方で健康診断受診票をお持 ちの方	(都内転居の場合) 変更届の記入 (他県からの転入の場合) 健康診断受診票 の交付申請が可能	※お問い合わせください		-



多摩市役所

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

市役所代表電話 042-375-8111

開庁時間 あさ8時30分～夕方5時
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休み)

※出張所は、聖蹟桜ヶ丘駅出張所と多摩センター駅出張所2か所です。曜日により取扱い業務が異なります。

2023年7月発行

手続きチェックリスト 転入



ハローキティの「ウエルカムボード」で
記念写真を残しませんか
設置場所：本庁舎地下1階および
多摩センター駅出張所

多摩市にお引越しされた方へ
～ようこそ多摩市へ～

まずはじめにする手続きは、**転入届**を市民課(本庁舎1階)または出張所へ提出

※実際に住み始めてから14日以内に届け出てください

《届出できる人》

- ご本人または世帯主
- 代理人(委任状が必要)

《届出に必要なもの》

1. 本人確認書類
2. 転出証明書
※外国から転入される方はパスポート・入国日
が確認できるものを持参
3. 認め印
4. 委任状(代理人)
5. マイナンバーカード
6. 住民基本台帳カード
7. 介護保険受給資格証明書等
8. 後期高齢者医療負担区分等証明書
※都外から転入の該当者
9. 在留カード
10. 特別永住者証明書
※5～10はお持ちの方のみ

転入届における本人確認書類とは・・・

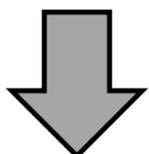
市役所での手続きの際は本人確認をいたします。
つぎの本人確認書類の提示が必要です。

1点でOKのもの・・・[マイナンバーカード、運転免許証、運転
経歴証明書(H24.4.1以降発行のもの)、パスポート、障害者手
帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書]

2点必要なもの・・・[健康保険証、年金手帳、介護保険証、
顔写真付きの社員証、学生証など]

代理人の方が手続きするときは・・・

①代理人として来られた方について本人確認を行います。②手
続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状
等により確認させていただきます。③マイナンバーの対象手続き
の場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番
号）をご提示いただきます。



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります